

令和 6 年度 公園及び児童遊園等（指定管理者）監査の結果について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和 7 年 3 月 26 日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	ふるた しのぶ
同	石川 さえだ

記

1 監査実施日、監査対象等

監査実施日	監査対象	場所	指定管理者	所管課
令和 6 年 12 月 16 日 (月)	清水坂公園 稲付公園 西が丘三ツ和公園 十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原 4-2-1 赤羽西 3-19-5 西が丘 2-4-1 十条仲原 4-10-5	日本製紙 総合開発 株式会社	道路公園課

2 監査事項及び範囲

令和 5 年度及び令和 6 年度の監査実施までの期間における財務に関する事務及び施設の管理状況について監査を実施した。

(単位：円)

施設名	指定管理期間	令和 5 年度 指定管理料
清水坂公園 稲付公園 西が丘三ツ和公園 十条仲原四丁目児童遊園	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	61,261,000

3 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ① 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ② 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- ② 施設の災害対策や防犯対策は万全か。
- ③ 区有財産（物品等）は、適切に管理されているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- ⑤ 利用者満足度を把握・分析し、その結果を反映させているか。
- ⑥ 料金収入や、施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- ⑦ 出納関係帳簿の記帳、保存は適正になされているか。
- ⑧ 領収書類の整理、保存は適正になされているか。

4 監査結果

指定管理に係る財務に関する事務及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には次に示すような、指摘事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

指摘事項

- 1 北区は、日本製紙総合開発株式会社（以下「会社」という。）を指定管理者とし、令和4年4月1日から、清水坂公園ほか2公園・児童遊園の管理を行っている。

会社は、公園利用者の利便に供するため、東京都北区立清水坂公園等の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第35条第2項の規定に基づき、自主事業として、都市公園法第5条による公園施設設置許可を得て、飲料用自動販売機4台を設置している。

公園施設設置許可書に記載されている許可条件では、自動販売機の維持管理については、会社の負担において行うこととされている。

また、協定書第35条第4項によれば、自主事業の収支を明らかにした書類の提出、同条5項では、自動販売機の設置においては、売上額から管理経費を控除した額を基準に50%を区へ還元するものとされている。

自主事業収支報告書（令和 5 年度）における、飲料用自動販売機の収支を確認したところ、収入には自動販売機設置事業者からの売上収入 1,123,849 円と電気使用料 124,243 円を合わせた額 1,248,092 円を計上している。

一方、支出には自動販売機設置による公園の土地使用料 19,008 円及び北区納付金 614,000 円とあるが、電気事業者に支払った自動販売機分の電気使用料の記載がなかった。会社が、電気事業者に支払った電気使用料を計上していれば、区納付金は、552,000 円となるどころ、62,000 円過大となっている。

会社及び所管課においては、自主事業の収支報告書の修正を行い、納付金の精算を行うとともに、協定書に沿った適正な事務執行に努められたい。

（日本製紙総合開発株式会社）
（道路公園課）

- 2 稲付公園の公園台帳を確認したところ、地域振興部地域振興課所管の、稲付ふれあい館（鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 92.82 m²）及び町会倉庫（木造平屋建、延べ面積 9.7 m²）が、占用物件として記載されていた。

公園台帳によれば、占用期間は平成 20 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日として、期日が満了したまま現在に至っていることが判明した。

また、上記建物は、都市公園法第 2 条第 9 号による「公園施設」に該当するところ、同法第 6 条による公園施設以外の工作物等として誤った記載がされていた。

さらに、占用物件と記載された経緯の説明を求めたところ、申請や許可に係る記録がなく、許可の事実を確認することもできなかった。

所管課においては、都市公園法及び東京都北区立公園条例等に基づき、適正な施設の管理運営を行われたい。

（道路公園課）